

平成 18 年 6 月

株主のみなさまへ

第 168 期定時株主総会（平成 18 年 6 月 22 日開催）に提案する議案について

日本電気株式会社

本総会における株主のみなさまによる議決権の行使についてご参考となるべき事項は、株主総会招集ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、これを補足するため以下のとおりご説明いたしますので、当社の提案をご理解いただき、賛成の議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

本総会に提案する議案は、次のとおりです。

第 1 号議案	第 168 期利益処分案承認および取締役賞与支給の件
第 2 号議案	定款中一部変更の件
第 3 号議案	取締役 15 名選任の件
第 4 号議案	監査役 1 名選任の件
第 5 号議案	ストック・オプションのために新株予約権を発行する件
第 6 号議案	退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

第 2 号議案 定款中一部変更の件

○ 剰余金の配当等の決定機関

会社法が平成 18 年 5 月より施行されたことに伴い、剰余金の配当、自己株式の取得等を取締役会の決議により定めることができるよう変更するものです。

- 法律上は、株主総会でこれらの事項について一切決定をしないよう規定することも可能ですが、当社は、定款上、株主総会での配当決議を行う余地を残しており、株主のみなさまの権利を制限するものではありません。
- （変更の趣旨）期末配当金の早期支払いを目的とするものです。
- 当社は、配当の決定にあたりましては、急激に変動する昨今の経済状況など事業環境の変化に柔軟に対応し、事業構造の改革を継続的に実施する必要性があることから、各期の利益状況、翌期以降の見通し、配当性向、設備投資などの内部資金需要等を基準としております。第 167 期（2006 年 3 月期）までの 3 期の年間配当金の金額は、下表のとおりであり、安定的な配当を実施してまいりました。

当社は、取締役の任期をすでに 1 年に短縮しているため、剰余金の配当等を取締役会決議で行う定款変更をご提案しておりますが、取締役会の構成についても、社外メンバーを 1 名増員することを第 3 号議案でご提案しております。同議案がご承認いただければ、社外メンバーは、取締役 15 名中 4 名となり、日本企業の中でも高い水準となります。剰余金の配当の決定につきましても、社外メンバーの意見がより一層反映されることとなります。

なお、連結ベースでの配当性向は、下表のとおりです。

	1株あたり配当金	連結配当性向
2006/3期	6円	99%
2005/3期	6円	22%*
2004/3期	6円	107%

*エルピーダメモリ上場に伴う投資簿価の修正による株式発行関連利益を除く

○社外監査役との責任限定契約

社外監査役との間で、会社に対する損害賠償責任を事前に限定する契約を締結することが法律上可能となったため、20百万円以上であらかじめ定めた金額または法律に定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担するものとする契約を締結できるよう規定を追加するものです。

- 当社は、平成14年開催の第164期定時株主総会の承認に基づき、社外取締役との間で、会社に対する損害賠償責任を事前に限定する契約を締結できる旨を定款に規定しています。
- 対象の取締役および監査役の職務執行が善意であり、かつ重大な過失がないことが責任限定の条件となっており、また、責任が完全に免除されるわけではありません。
- (変更の趣旨) 社外取締役と同様社外監査役にも優れた人材を招くことが必要であり、これには責任限定契約を締結することが有効と考えています。

第3号議案 取締役15名選任の件

社外取締役を1名増員します。これにより、取締役15名のうち社外メンバーは4名となります（会社法に規定する社外取締役3名を含む）。

社外メンバー候補者：

森川 敏雄	(重任)	(株)三井住友銀行名誉顧問	* 1
上原 明	(重任)	大正製薬株式会社代表取締役社長	* 2
原 良也	(新任)	株式会社大和証券グループ本社取締役会長	* 1
野原 佐和子	(新任)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長	* 1

* 1 会社法第2条第15号に定める社外取締役。

* 2 上原氏は過去（およそ29年前）に当社従業員であったことから会社法上の社外取締役には該当しません。

- 定款上、取締役の任期は、すでに1年に短縮されています。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

- 本総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止することを、取締役会において決議しました。
- これに伴い、今回退任する取締役および監査役に加え、在任中の取締役および監査役に対し、本総会終結時までの在任期間に応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することについてご承認いただこうとするものです。
- なお、退職慰労金の総額（功績加算分を含まない金額）は、退職慰労金制度を廃止することに伴い在任中の取締役および監査役に対し支払う予定の退職慰労金の額も含め 20 名に対し 292 百万円であり、このうち、会社法上の社外取締役および社外監査役への支払総額は、在任中の会社法上の社外取締役および社外監査役への支払分を含め 5 名に対し 21 百万円となっております。
また、社外取締役および社外監査役の退職慰労金は、功績加算がなく、一定額に在任年数を乗じることにより算出されます。

以 上